

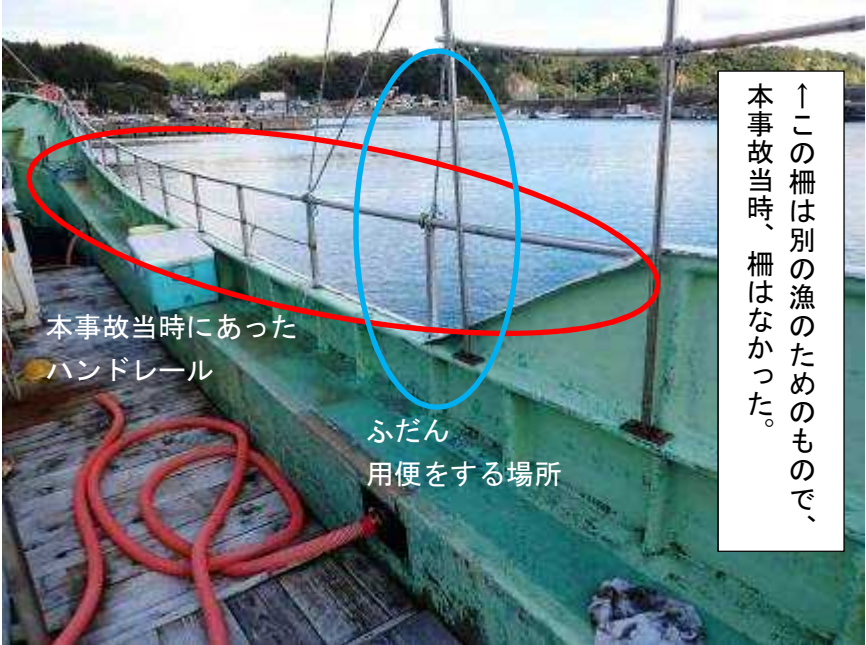
船舶事故調査報告書

令和4年6月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年2月22日 05時05分ごろ～05時40分ごろの間）（死亡推定時刻：2月下旬ごろ）
発生場所	秋田県男鹿市樺漁港～男鹿半島西方沖 塩瀬埼灯台から真方位074° 1.2海里（M）～276° 4.2M付近 （概位 北緯39° 51.8′ 東経139° 46.9′ ～北緯39° 51.9′ 東経139° 39.9′）
事故の概要	漁船第二十一鶴丸は、航行中、甲板員1人が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和3年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十一鶴丸、14トン AT2-1153（漁船登録番号）、株式会社大雄産業 16.00m（Lr）×4.32m×1.74m、FRP ディーゼル機関、443.90kW、平成6年7月5日 第210-39729号（船舶検査済票の番号） （写真1参照） 

写真1 本船の外観

乗組員等に関する情報	<p>船長 39歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年11月1日 免許証交付日 平成30年11月2日 (令和6年10月31日まで有効)</p> <p>甲板員A 59歳</p>
死傷者等	死亡 1人(甲板員A)
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 曇り～雨～曇り、風向 東～南西～北東、風力 1、 視界 良好</p> <p>海象：波向 南西、波高 約1m、水温 約8℃</p>
事故の経過	<p>本船は、船長、甲板員A及び機関員ほか甲板員2人が乗り組み、小型機船底びき網漁の目的で、男鹿半島西方沖に向け、令和3年2月22日05時00分ごろ椿漁港を出港したのち、船長が単独で操船に当たり、甲板員A及び機関員が船員室で、他の乗組員が船員室下にある寝室でそれぞれ操業まで待機していた。</p> <p>機関員は、05時05分ごろ単独で船員室の前方にある機関室に入り、機関等の点検を行ったのちに船員室に戻ったところ、甲板員Aの姿が見えなかったが、甲板員Aが寝室に行ったと思い、1人で船員室に待機した。</p> <p>本船は、目的地に近づき、05時40分ごろ船長が乗組員に操業準備を指示するベルを鳴らし、ベルの音を聞いた他の甲板員が船員室で着替えを始めた際に甲板員Aの姿が見えないことに気付き、機関員が操舵室の船長に甲板員Aの姿が見えない旨を伝えた。</p> <p>船長は、本船を停止させ、他の乗組員と共に船内を捜索したものの、甲板員Aの姿がないので落水したと思い、付近にいた僚船に無線で応援を依頼したのち、本船を反転させて往路を戻りながら甲板員Aの捜索を始めた。</p> <p>僚船の船長は、応援の要請を受けて消防署に通報し、06時07分ごろ海上保安庁に消防本部から通報が行われ、固定翼機、巡視船等が海上から、各団体の職員が陸上から甲板員Aの捜索を行ったが、見つからなかった。</p> <p>甲板員Aは、4月30日07時30分ごろ、青森県青森湾南西岸で発見され、揚収されたのち、DNA鑑定により本人と確認され、死亡推定時刻が2月下旬、死因は不詳と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>甲板員Aは、本事故発生前、上衣にジャンパー、下衣にトレーニングパンツを着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長によれば、甲板員Aは、ふだん、自宅で晩酌はするものの、深酒はせず、出漁の前日は19時ごろに就寝しているので、寝不足など</p>

	<p>は考えづらく、出港前、甲板員Aの体調等に異常は見受けられなかった。</p> <p>船長は、本船にはトイレの設備がなく、ふだん、乗組員が後部甲板で用便をしていたので、本事故当時、甲板員Aが後部甲板で用便をする際に落水したのではないかと思った。（写真2参照）</p>  <p style="text-align: center;">写真2 後部甲板の右舷側</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>甲板員Aの死因は、不詳であった。</p> <p>甲板員Aは、本船が樺漁港を出港して男鹿半島西方沖の漁場に向けて航行中、落水して死亡したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、05時05分ごろ機関員が機関室に入るまで共に船員室にいたこと、及び05時40分ごろ船長が操業準備を指示するベルを鳴らし、このベルを聞いた他の甲板員が船員室で着替えを始めた際に甲板員Aの姿が見えないことに気付いたことから、この間において、甲板員Aが落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本船にトイレの設備がなく、ふだん、乗組員が後部甲板で用便をしていたことから、甲板員Aが用便をする際に落水した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aが、救命胴衣を着用せずに落水したことは、甲板員Aが行方不明となったことに関与した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が男鹿半島西方沖の漁場に向けて航行中、甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、</p>

	<p>次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の乗組員は、暴露甲板上では、救命胴衣を適切に着用すること。・ 船舶所有者は、操舵室内等に簡易トイレを設置することが望ましい。
--	--

付図1 事故発生場所概略図

